

(別紙1)

事業報告書(様式)

1 借受・転貸状況

(1) 令和4年度の借受・転貸面積

(単位:ha)

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※3)
借受面積	2,133	80
転貸面積(※1)	2,750	235
うち新規集積面積(※1)	660	22

- ※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。
 「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。
- ※2: 過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したものと及び
 過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。
- ※3: 当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。
 なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、
 「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告した ものとする。

(2) 累計(令和5年3月末時点)

(単位:ha)

	累計 (ストック)
借受面積(①)	13,345
うち転貸面積(②)	13,332
うち新規集積面積	6,886
うち機構が管理している面積	13
うち作業委託で管理している面積	0
うち条件整備中の面積	0
転貸率②/①	100%

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

(3) 遊休農地の借受・転貸面積(令和4年度)

(単位:ha)

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※2)
借受面積	0	0
転貸面積(※1)	0	0

- ※1:「転貸面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。
 ※2: 上記(1)の※2及び3と同じ。

2 転貸先の状況(令和4年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積(ha)
(1)地域内の農業者	1,072	2,680.9
①認定農業者	685	2,268.2
うち個人	527	1,106.1
うち法人	158	1,162.1
うち企業	124	838.6
うち農外から参入した企業	0	0.0
②認定新規就農者	37	37.8
③基本構想水準到達者	12	10.9
④今後育成すべき農業者	-	-
⑤認定農業者等以外の農外から参入した企業	0	0.0
⑥その他	338	364.0
(2)地域外からの参入者	64	69.1
うち個人	53	41.4
うち法人	11	27.7
うち企業	10	13.8
うち農外から参入した企業	0	0.0
新規参入		
①個人	39	21.9
②法人	18	257.7
うち企業	11	125.9
(1)+(2)の合計(※2)	1,136	2,750.0

転貸を受けた者の農地の状況	転貸前	転貸後
平均経営面積(ha)	11.1	13.9
平均団地(連続して作業ができるほ場)数	16	18
1団地の平均面積(ha)	0.74	0.82

※1:担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2:経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

3 担い手への集積の状況

(単位:ha)

	機構設立前	最新時点
耕地面積 ^(※) (①)	144,600	136,100
担い手の利用面積(②)	35,517	55,198
担い手への集積率 ②/①	24.6%	40.6%

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況
別表のとおり

5 経費等の状況(令和4年度事業分)

(単位:千円)

賃料支払	1,128,862
賃料収入	1,128,862
差引賃料支払	0
管理・保全費支払	0
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	0
運営費支払	198,270
業務委託支払	33,280
合計	231,550
単年度借入面積1ha当たりの単価	108.6
累計借入面積1ha当たりの単価	17.4

条件整備費借入	
新規借入	0
返済	0
借入残額	0

6 優良事例

(1)効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

(2)機構自身の創意工夫

別添のとおり

(別表)

市町村 (又は細分化)	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	②/①	耕地 面積 ③	担い手 利用面積 ④	④/③
	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(%)
福島市	461.1	460.3	99.8	6,660	2,587	38.9
川俣町	183.3	183.3	100.0	1,120	375	33.5
伊達市	153.3	153.3	100.0	3,970	1,348	33.9
桑折町	8.2	8.2	100.0	985	433	44.0
国見町	50.0	50.0	100.0	1,060	516	48.7
二本松市	202.73	202.7	100.0	5,280	1,809	34.3
本宮市	29.8	29.8	100.0	2,050	750	36.6
大玉村	74.1	74.1	100.0	1,600	531	33.2
郡山市	502.3	498.7	99.3	11,900	4,706	39.5
田村市	163.0	160.7	98.6	5,390	909	16.9
三春町	29.9	29.9	100.0	1,020	237	23.2
小野町	15.1	15.1	100.0	1,340	279	20.9
須賀川市	456.0	456.0	100.0	7,020	3,440	49.0
鏡石町	19.1	19.1	100.0	1,300	544	41.8
天栄村	34.0	34.0	100.0	1,200	639	53.2
石川町	118.1	118.1	100.0	1,940	605	31.2
玉川村	1.1	1.1	100.0	776	141	18.2
平田村	36.4	36.4	100.0	1,390	388	27.9
浅川町	18.6	18.6	100.0	834	171	20.5
古殿町	38.0	36.7	96.6	747	161	21.5
白河市	316.3	316.3	100.0	5,360	2,252	42.0
西郷村	121.7	121.7	100.0	1,940	1,028	53.0
泉崎村	21.1	21.1	100.0	1,140	399	35.0
中島村	4.6	4.6	100.0	925	453	49.0
矢吹町	65.1	65.1	100.0	2,250	735	32.7
棚倉町	49.7	49.7	100.0	1,380	473	34.3
矢祭町	0.4	0.4	100.0	722	201	27.8
塙町	4.5	4.5	100.0	1,310	230	17.5
鮫川村	19.2	19.2	100.0	1,150	149	12.9
会津若松市	1,238.3	1,237.6	99.9	6,730	4,280	63.6
磐梯町	137.4	137.4	100.0	729	430	59.0
猪苗代町	820.4	820.4	100.0	3,230	1,745	54.0
喜多方市	1,092.1	1,092.1	100.0	8,110	4,496	55.4
北塩原村	8.7	8.7	100.0	425	138	32.4
西会津町	45.8	45.8	100.0	1,180	453	38.4
会津坂下町	777.5	776.8	99.9	3,460	1,819	52.6
湯川村	80.7	80.7	100.0	1,090	796	73.0
柳津町	5.4	5.4	100.0	582	233	40.0
三島町	12.0	12.0	100.0	146	73	49.8
金山町	8.2	8.2	100.0	298	119	39.8
昭和村	121.7	121.7	100.0	404	239	59.3
会津美里町	354.9	354.9	100.0	4,130	1,863	45.1
下郷町	40.3	40.3	100.0	1,100	289	26.2
檜枝岐村	0.0	0.0	0.0	9	0	—
只見町	214.4	212.0	98.9	604	293	48.5

南会津町	503.2	502.3	99.8	1,990	1,217	61.1
相馬市	555.1	555.1	100.0	3,320	1,854	55.9
南相馬市	2,279.8	2,279.8	100.0	6,600	3,216	48.7
新地町	168.2	168.2	100.0	1,190	648	54.5
飯館村	405.4	405.4	100.0	2,210	310	14.0
広野町	109.5	109.5	100.0	280	177	63.3
檜葉町	0.0	0.0	0.0	643	189	29.5
富岡町	0.0	0.0	0.0	903	158	17.5
川内村	37.5	37.5	100.0	854	218	25.6
大熊町	0.0	0.0	0.0	1,080	384	35.5
双葉町	0.0	0.0	0.0	702	241	34.3
浪江町	0.0	0.0	0.0	2,380	465	19.5
葛尾村	0.0	0.0	0.0	588	101	17.1
いわき市	1,131.9	1,131.8	100.0	7,290	2,266	31.1
合計	13,345.2	13,332.4	99.9	136,100	55,198	40.6

※相双地方の6町村(斜体で表記した町村)の担い手利用面積は、平成22年3月末現在の数値を記載。

取組事例報告

福島県磐梯町上西連集落

集落の農地をみんなで守る！農地中間管理事業をフル活用した集落営農法人の設立

地区の概要 (農地バンク記載)	地区の概要及び課題	今は担い手が確保されているが、中山間地域という条件不利地域で、現在耕作している年代層から10年後を想うと現実的には不安要素がかなりあり、守るべき農地を守り切れないことが懸念されていた。						
	地域類型	<input type="checkbox"/> 平地 <input checked="" type="checkbox"/> 中山間地域 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	地区の農地面積	59.3 ha ha(整備後)	作付作物	水稲				
	機構の重点実施区域の指定状況	<input checked="" type="checkbox"/> 全域指定 <input type="checkbox"/> 一部指定 <input type="checkbox"/> 未指定		指定している場合は、区域名↓ 磐梯町上西連集落				
		重点実施区域の面積	59.3 ha	指定時の借入面積	1ha			
				R4.3末時点の借入面積	1ha			
	機構活用面積	借入面積	41.6 ha	借入時期	R5.3			
		転貸面積	41.6 ha	転貸時期	R5.3			
		新規集積面積	ha					
		機構活用前(R3年)		→		機構活用後(R4年)		
	担い手の集積面積・集積率	27.2 ha		→		54.4 ha		
		45.9 %		→		91.7 %		
	担い手の平均経営面積	4.53 ha/経営体		→		27.20 ha/経営体		
	担い手の平均団地数	団地		→		団地		
	担い手の平均団地面積	ha/団地		→		ha/団地		
遊休農地面積	0.0 ha		→		0.0 ha			
	遊休農地解消面積				0.0 ha			
農地バンクから転貸を受けた新規就農者数				農地バンクから転貸を受けた参入企業数				
経営体の状況 (農地バンク記載)	機構活用前(R3年)		→		機構活用後(R4年)			
	経営体数の推移	経営体数	11 経営体		経営体数	3 経営体		
		(うち担い手数)	6 経営体		(うち担い手数)	2 経営体		
		(うち機構から転貸を受けた経営体数)	1 経営体		(うち機構から転貸を受けた経営体数)	1 経営体		
	経営体の概要	個人①(水稲、担い手)		→		(一社)ライステラス大谷(水稲、担い手)		
		個人②(水稲、施設野菜、担い手)				個人(水稲、担い手)		
		個人③(水稲、露地野菜、担い手)				個人(水稲、非担い手)		
個人④(水稲、施設野菜、担い手)		ほか入作者 数名						
個人⑤(水稲、担い手)								
個人⑥(水稲、担い手)								
個人⑦(水稲、非担い手)								
個人⑧(水稲、非担い手)								
個人⑨(水稲、非担い手)								
個人⑩(水稲、非担い手)								
個人⑪(水稲、非担い手)								
ほか入作者 数名								
事例集内における法人経営体の名称の掲載の可否				<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可				
(農地バンク又は市町村記載) 基盤整備の状況	基盤整備の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 予定						
	有り・予定	実施時期	昭和50年後半					
		事業名	県営農地開発事業					
		工種	農地開発					
			→			30a区画		
	実施主体	福島県						
	※ 当該事例地区と基盤整備地区が完全に一致しない場合は、以下の項目を記載							
基盤整備地区内の農地面積		借入面積		→		転貸面積		
基盤整備地区内の機構活用面積		新規集積面積						
基盤整備地区内の担い手の集積面積・集積率				→				

(市町村記載) 協力金の活用	地域集積協力金	地域集積協力金及び集約化協力金 令和5年度申請予定 機構活用率80%超(中山間地域)を目指し、令和5年度中に追加で貸借予定 将来像の団地化に向けたほ場整備への活用を検討 ライスセンターの整備への活用を検討	
	経営転換協力金	令和5年度申請予定	
(農地バンク又は市町村記載) 農地利用図	機構活用前(R3年)		 <p>機構活用10年後の目標地図(イメージ) 橙色: 水稲慣行栽培 緑色: 水稲有機・JAS 青色: 施設園芸など</p>
	現場写真等	 <p>棚田の風景 (この棚田が、法人名である 一般社団法人ライステラス大谷の由来)</p>	 <p>法人設立社員総会(R5.3.12)</p>
(農政局等は農地バンク等へ聴き取りし内容を充実) 取組事例のポイント・具体的な取組内容等	取組事例のポイント	・実働部隊となる担い手組織をすぐには立ち上げられない中で、集落ぐるみで農地を管理でき、かつ、協力金を有効活用できる「地域まるっと中間管理方式」により、一般社団法人の集落営農法人を立ち上げることとなり、農地バンク(農地相談員含む)は、農地の維持、営農の継続ができる受け皿(集落営農法人)の設立を全面的に支援。	
	取組事例の概要	農地バンクは、町役場など関係機関と連携し、集落の構想を具現化するべく、地元説明会で説明するほか、一つ一つの質問・疑問に丁寧に答え、不安や懸念の払拭に努めた。農地相談員が中心となって関係機関と進捗状況を確認し合い、今後の進め方を協議。集落営農法人が立ち上がったことで安心して農地の維持、営農が続いていける体制が構築。	
	具体的な取組内容	<ol style="list-style-type: none"> ①農地バンクは、農地中間管理事業をフル活用する集落営農法人の設立に向けて、町役場をはじめとする関係機関と連携し、集落の代表者らと話し合うとともに、集落の合意形成に向けた取組を全面的に支援した。 ②町役場は、集落との調整・連絡窓口、進捗管理を統括するとともに、イメージしやすい資料を工夫して作成し、集落住民の理解を深めた。 ③農地相談員は、農地バンクの現場窓口として、集落説明会でのバンク事業の説明や、町役場と進捗状況の確認など、そのコーディネート力を発揮。 ④集落営農法人がR5.3月に設立するとともに、R5.3月に集落の約7割にあたる約41haをまるっと貸借する。 ⑤磐梯町上西連集落において、地域のみんで農地の維持、営農が続いていける体制が構築。 	

取組内容		
取組時期 (H・R・O・O)	取組 (取組の発端から提出現在の状況まで、誰が、誰に対してどのような目的で何を行ったかを明確に記載してください。)	
R2	農地バンクは県や県農業会議と連携し、令和2年度に農地中間管理事業をフル活用する集落営農「地域まるっと中間管理方式」に関するセミナーを提唱者である魅力ある地域づくり研究所の可知代表を招いて県域で開催。	
R3	農地バンクは、令和3年度に「地域まるっと中間管理方式」に関する知見を視察研修などで深めるとともに、福島県農業振興公社独自事業として、集落が「地域まるっと中間管理方式」を活用して法人を立ち上げる支援事業を創設。	
～R3	磐梯町上西連集落では、以前から「農業後継者がいなくなったら地域の農業はどうなるんだろう・・・」という声があり、中山間地域という条件不利地域でも取り組める集落営農の導入を検討していた。しかしながら、「現在、(兼業も含め)営農している人から農地を取り上げることはできない(非担い手もできる限り営農を継続してほしい)」、「耕作をやめる農地から集落営農を始めても小規模で分散した農地では非効率で法人経営の継続性が望めない」などの理由から集落営農の実践に踏み切れず、当地域の農地の維持と営農の継続をするための手法を模索していた。実際、集落の水田のうち約7割を60・70代の耕作者が耕作。10年後を考えると不安要素が多々。そのような中、「地域まるっと中間管理方式」を知った集落の代表者らは、当該地域の集落営農の手法としてマッチし、この手法ならば地域の農地や営農を未来に繋げられるとの想いに至った。	
R4.3	集落の代表者らからの申出に応じて、農地バンク、町役場及び県農林事務所が連携し、集落の代表者らの考えや意向などを聞き取り、まだ担い手が確保できる今だからこそ、「動くことが大事」ということで、関係者一同で、集落営農の実現に向けて継続的な支援を行っていくことを確認する。農地バンクは、農地バンク本社が有する知見や、農地相談員が有するコーディネート力を発揮して計画的・組織的な活動を展開していくことを決定。	
R4.4	農地バンクは、集落の代表者らと町役場などの関係者に対して、地域まるっと中間管理方式の具体的な説明や事例などを紹介。出席者からの疑問・意見に丁寧に答え、不安や懸念の払拭に努めた。	
R4.5	集落の代表者らが考える意向や集落営農の構想を農地相談員や町役場が聞き取り、町役場がプレゼンテーション資料に具現化。将来像を見える化したことで文字だけよりもイメージしやすくなる。	
R4.6	農地相談員は町役場と事前打ち合わせを行った上で、農地バンクと町役場などの関係機関は、集落役員10名に対して、説明会を開催。町役場から、プレゼンテーション資料により集落営農を出席者に説明。農地相談員は、農地中間管理事業や機構集積協力金、福島県農業振興公社独自事業を説明。すべての役員から質問や意見が出され、活発な話し合いが行われた。誰一人として反対する意見はなく、集落役員会として法人設立に向けた検討を継続していくことが了承される。	
R4.7	集落の代表者らは、6月の役員会で了承された内容を、地区の他の委員会や集落の集まりなどで説明を重ね、合意形成を着々と進めた。農地相談員や町役場、県農林事務所は、地区の進捗状況などを確認し合い、今後の進め方などを協議。	
R4.8	農地バンクから集落の代表者らに対して、法人化に関する専門家からの指導助言の必要性を説明したことを受けて、集落の代表者らは、県農業会議による法人化に向けた指導助言を受け、法人化の留意点や法人設立の流れなどを学んだ。	
	<次ページに続く>	
取組の成果	地区内農業の変化	
	実働部隊となる担い手組織をすぐには立ち上げられない中であって、地域ぐるみで農地中間管理事業をフル活用した新たな集落営農法人が設立し、農地の維持、営農が続けられる体制が構築された。	
取組の成果	出し手・受け手・関係者の声	
	出し手: 安心して農地や営農を任せられることができる体制が整った。5年後や10年後を心配しなくてもよくなった。 担い手(法人): 地域みんなで地域全体の農地を維持し、営農が続けられる体制となった。今後も農地集積集約を進めながら担い手の確保育成を通じて、集落に共通する利益拡大を図っていきたい。 町役場: 当該集落における新たな取組(法人化)が刺激となり、近隣の集落なども法人化などの動きがはじめていて、更なる波及効果を期待している。また、当該集落営農法人を支援するため、地域おこし協力隊1名が集落営農法人の活動に協力することとした。	
関係事例関に携そのつ役た割	<p>【磐梯町役場】 集落との調整、説明会の資料作成、集積計画(一括方式)の案の作成</p> <p>【福島県会津農林事務所】 集落営農の助言、補助制度等の指導支援</p> <p>【福島県農業会議】 法人設立に向けた支援</p> <p>【その他(魅力ある地域づくり研究所 代表 可知祐一郎)】 有識者(提唱者)として「地域まるっと中間管理方式」に係るアドバイス全般、法人運営に係るアドバイス全般</p>	

(農地バンク又は市町村記載)(農政局等は農地バンク等へ聴き取りし内容を充実)

取組内容		
取組時期 (H・RO・O)	取組 (取組の発端から提出現在の状況まで、誰が、誰に対してどのような目的で行ったかを明確に記載してください。)	
取組の行程	<前ページから続く>	
	R4.9	集落が主催し、集落全体説明会が開催され、農地バンクは、一つ一つの質問・疑問に丁寧に答え、不安や懸念の払拭に努めた。集落として法人設立に向けた検討を継続していくことが正式に了承される。なお、農地バンクは、有識者を招いた意見交換会の開催を提案し、了承された。
	R4.11	農地相談員は、町役場と地区の進捗状況などを確認し合い、今後の進め方などを協議。農地バンクは、有識者を招いた意見交換会を町役場など関係機関とともに開催。実務的な疑問・質問に対する質疑応答が活発に行われた。
	R4.12	農地相談員と町役場は、集落の代表者らと打ち合わせを行い、機構集積協力金の取扱い、定款や法人役員の考え方、農地の貸借の手続きなどを検討した。
	R5.2	農地の貸借の3月公告に向けて、農地相談員と町役場で打ち合わせ。書類が整う41haを先に契約することとし、未相続農地や所有者不明農地等は時間がかかるので状況を整理しながら、後ほどまとめて貸借することとした。1月に法人登記した一般社団法人を認定農業者申請に向けた調整を行う。また、3月の法人設立社員総会の準備を協議。
	R5.3	農地バンクは3月12日の開催された法人設立社員総会に出席し、法人会員37名に対して、農地中間管理事業をフル活用した一般社団法人の設立は県内第一号であることを伝え、激励を行った。3月20日公告により、集落の農地の約75%にあたる約41haのバンク契約を行った。
取組の成果	地区内農業の変化	
	出し手・受け手・関係者の声	
関係事例に携わった役割		

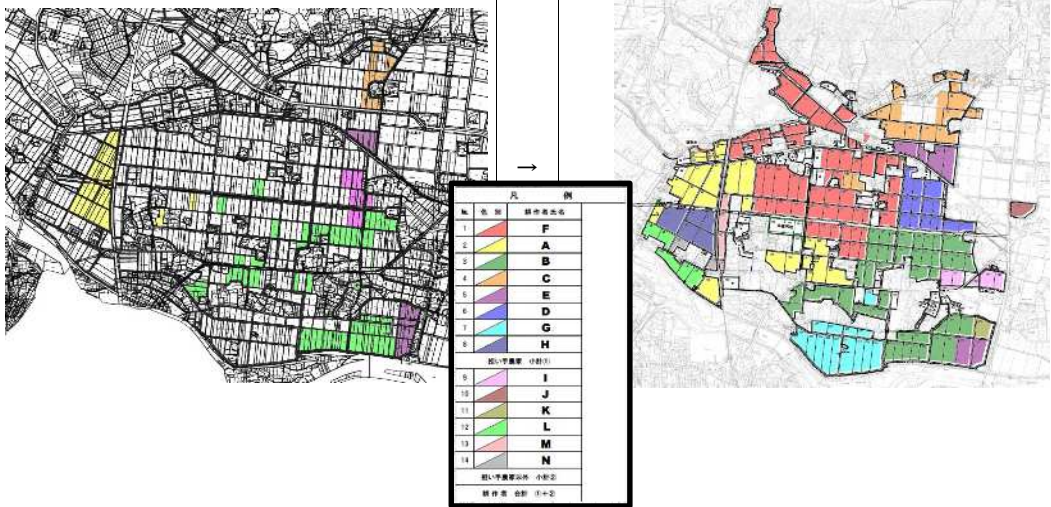

(農地バンク又は市町村記載)(農政局等は農地バンク等へ聴き取りし内容を充実)

取組事例報告

福島県 南相馬市 高平中部地区

県営ほ場整備事業と連携した農地中間管理事業の活用

地区の概要 (農地バンク記載)	地区の概要及び課題	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示により、農地所有者の避難や風評被害等のため、地域農業が壊滅的被害を受け、さらには地域の高齢化も進み営農再開が難しい状況となっていた。そのため、地域農業の復興のため、営農再開に合わせたほ場整備事業を実施すべく、担い手農家を中心に関係機関と連携し地域の合意形成を図り、農地中間管理事業を活用し、地域農地を一括して耕作者への集積・集約化を進めた。				
	地域類型	<input checked="" type="checkbox"/> 平地 <input type="checkbox"/> 中山間地域 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	地区の農地面積	164.9 ha 152.2 ha(整備後)	作付作物	水稲、麦、大豆、牧草、ブロッコリー等		
	機構の重点実施区域の指定状況	<input checked="" type="checkbox"/> 全域指定 <input type="checkbox"/> 一部指定 <input type="checkbox"/> 未指定		指定している場合は、区域名↓ 南相馬市 高平中部地区		
		重点実施区域の面積	164.9 ha	指定時の借入面積	0.0	
	機構活用面積	借入面積	128.8 ha	借入時期	令和4年 8月,11月,12月	
		転貸面積	128.8 ha	転貸時期	令和4年 8月,11月,12月	
		新規集積面積	128.8 ha			
		機構活用前(H30年)		機構活用後(R4年)		
	担い手の集積面積・集積率	38.3 ha		→ 128.8 ha		
		23.2 %		→ 78.1 %		
	担い手の平均経営面積	7.7 ha/経営体		→ 16.1 ha/経営体		
	担い手の平均団地数	3 団地		→ 2 団地		
	担い手の平均団地面積	ha/団地		→ 80.5 ha/団地		
	遊休農地面積	0.0 ha		→ 0.0 ha		
		遊休農地解消面積		0.0 ha		
農地バンクから転貸を受けた新規就農者数	0		農地バンクから転貸を受けた参入企業数	0		
経営体の状況 (農地バンク記載)	機構活用前(H30年)		→ 機構活用後(R4年)			
	経営体数の推移	経営体数	177 経営体	経営体数	14 経営体	
		(うち担い手数)	5 経営体	(うち担い手数)	8 経営体	
		(うち機構から転貸を受けた経営体数)	0 経営体	(うち機構から転貸を受けた経営体数)	9 経営体	
	経営体の概要	A (水稲・施設野菜・担い手) B (水稲・担い手) C (水稲・担い手) D (水稲・担い手) E (水稲・担い手) 外個別経営体 172経営体(農地所有者等)		→ A (水稲・大豆・担い手) B (水稲・担い手) C (水稲・担い手) D (水稲・担い手) E (水稲・担い手) F (水稲・施設野菜・担い手) G (水稲・担い手) H (水稲・担い手) I (水稲・非担い手) J (水稲・非担い手) K (水稲・非担い手) L (水稲・非担い手) M (水稲・非担い手) N (水稲・非担い手)		
	事例集内における法人経営体の名称の掲載の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可			
	(農地バンク又は市町村記載) 基盤整備の状況	基盤整備の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 予定			
		有り・予定	実施時期	H30~R7		
			事業名	【県営】農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))		
工種			区画整理工			
			30a区画	→	120a区画	
実施主体			福島県			
※ 当該事例地区と基盤整備地区が完全に一致しない場合は、以下の項目を記載						
基盤整備地区内の農地面積	借入面積		転貸面積			
基盤整備地区内の機構活用面積	新規集積面積					
基盤整備地区内の担い手の集積面積・集積率	→					

(市町村記載) 協力の金の活用	地域集積協力金	【令和4年度】交付額:67,041千円 交付面積:128.11ha
	経営転換協力金	【令和4年度】交付額:5,973千円 交付面積:39.86ha 交付者数:41戸
(農地バンク又は市町村記載) 農地利用図	機構活用前(H30年)	機構活用後(R4年度)
		
(農地バンク又は市町村記載) 現場写真等	 <p>営農計画に関する話し合い</p>	 <p>区画整理工事後の作付け状況</p>
	取組事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業を契機に農地中間管理事業を活用(機構集積協力金の交付も受ける) ・地区ルールとして、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構へ貸付け、地区内農地を機構を介し集約化も踏まえ耕作者(受け手)へ再配分を行う
取組事例の概要	<p>ほ場整備事業採択申請に向けて市、南相馬土地改良区及び地区推進委員にて将来の農地集積図面を作成し、区画整理工事の進捗に合わせて担い手農家への農地集積について話し合いを進めた。</p> <p>農地バンクは、ほ場整備事業における農地集積の重要性や農地中間管理事業制度を農地所有者等へ丁寧な説明を行った。</p>	
具体的な取組内容	<ol style="list-style-type: none"> ①ほ場整備事業における営農計画を市、南相馬土地改良区及び地区役員にて話し合いを行い、将来の営農計画(農地集積図面)を立てた。(ほ場整備の営農計画に合わせて、人・農地プランを実質化した) ②区画整理工事の進捗に合わせ、農地バンクがほ場整備事業の集積・集約化に関する内容や、農業経営高度化促進事業(農地賃貸借料一括前払い)の概要、農地中間管理事業の概要・メリット等を各種説明会にて丁寧な説明を行った。 ③市と連携して農地中間管理事業の調印会を開催し、調印会では農地相談員を複数人配置し、農地所有者一人一人に対し丁寧な説明を行った。 	
(農政局等は農地バンク等へ聞き取りし内容を充実)	取組事例のポイント・具体的な取組内容等	

取組内容		
取組時期 (H・R・O・O)	取組 (取組の発端から提出現在の状況まで、誰が、誰に対してどのような目的で何を行ったかを明確に記載してください。)	
取組の行程	H31.2月 H31.3月	高平中部地区農地整備組合設立総会 ・地域にて高平中部地区の事業推進体制の確立・強化に向けて設立 ほ場整備事業及び農地中間管理事業に係る勉強会 ・農地バンクが地元役員に対して、ほ場整備事業の集積要件や機構集積協力金について、詳しく説明を行った。
	R2.1月	ほ場整備事業及び農地中間管理事業に係る勉強会 ・農地バンクが地元役員に対して、ほ場整備事業の集積要件や機構集積協力金について、詳しく説明を行った。
	R2.11月	高平中部営農改善組合設立総会 ・高平中部地区の地域営農を円滑に進めるために、市及び地区役員を中心に組合規約・農用地利用規程を策定し、営農改善組合を設立させ、地区の担い手及び農作業における担い手分担等を確認した。
	R3.3月	人・農地プランの実質化 ・ほ場整備事業における農地集積の話し合いに合わせて、市が主体となり人・農地プランの実質化を進めた。
	R3.11月	ほ場整備事業及び農地中間管理事業に係る勉強会 ・農地バンクが地元役員に対して、ほ場整備事業の集積要件や具体的な農地中間管理機構との契約手続きについて、詳しく説明を行った。
	R4.5月	高平中部営農改善組合総会(書面) ・組合員(農地所有者等)にて事業報告、事業計画、一時利用指定地における公社契約等について承認した。
	R4.7月	農地中間管理事業による公社契約【8月公告(39.2ha, 215筆)】に向けた調印会 ・市と農地相談員が連携し、県8月公告に向けて契約調印会を開催した。
	R4.9月	農地中間管理事業による公社契約【11月公告(84.8ha, 433筆)】に向けた調印会 ・市と農地相談員が連携し、県11月公告に向けて契約調印会を開催した。
	R4.10月	農地中間管理事業による公社契約【12月公告(4.8ha, 24筆)】に向けた調印会 ・市と農地相談員が連携し、県12月公告に向けて契約調印会を開催した。
	R5.3月	高平中部営農改善組合総会(書面) ・組合員(農地所有者等)にて事業報告、事業計画、農地中間管理事業の活用による機構集積協力金の使途について承認した。 (使途は出し手・受け手の関係強化と将来に渡っての優良農地を持続的に確保し、地域農業の発展の為に使用)
	取組の成果	地区内農業の変化
出し手・受け手・関係者の声		・出し手:後継者がおらず農地の将来維持に不安を感じていたが、ほ場整備事業を契機に地域の話合いで受け手が確保されて安心した。地区の構成員として可能な範囲で草刈りや水路の維持管理に関わることで、地域との関わりを維持することができた。 ・受け手:農地バンクから集積の重要性について説明され、地域でも集積の必要性について理解できた。また、農地中間管理事業を活用することにより、スムーズに農地を借りることができて、精算事務などの手間が軽減された。 ・市町村、農業委員会、土地改良区等:農地が集約された状態で引き継がれていくので、後継者を見つけやすくなった。また、引き継ぎの際の権利移動や貸し付ける間の権利関係などをバンクが行うので、各機関の業務負担が軽減した。
関係事例関に携そのつ役た割	【南相馬市】 ほ場整備事業における担い手への農地集積に向けた営農計画の策定、人・農地プランの実質化手続き、地元説明会の開催 【地区推進委員・担い手農家】 ほ場整備事業実施に向けた地域の話し合い、整備後の営農に関する話し合い、地域の意向確認・同意徴収 【南相馬土地改良区】 ほ場整備事業推進に向けた地元窓口、利用権設定に係る情報の共有	

(農地バンク又は市町村記載)(農政局等は農地バンク等へ聴き取りし内容を充実)